

普通火災共済普通共済約款Ⅱ

(住宅・非住宅物件用)

広島県中小企業共済協同組合

目 次

普通火災共済普通共済約款Ⅱ（住宅・非住宅物件用）	1
特約条項	
長期普通火災共済Ⅱ特約条項（住宅・非住宅物件用）	10
長期普通火災共済Ⅱ共済掛金年払特約条項 （住宅・非住宅物件用）	11
共済掛金分割払特約条項	12
価額協定共済特約条項	13
新価共済特約条項	15
初回共済掛金の口座振替に関する特約条項	17
地震危険補償特約条項	18

普通火災共済普通共済約款Ⅱ (住宅・非住宅物件用)

第1章 共済契約の締結

(共済契約の締結)

第1条 普通火災共済契約は、この約款によって締結します。

(定義)

第2条 この約款で「住宅物件」とは、単に住居のみに使用される建物、屋外設備、装置およびこれらの収容家財をいいます。

2 この約款で「非住宅物件」とは、住宅物件以外の物をいいます。

3 この約款で「共済価額」とは、損害の生じた地および時における共済契約の目的の価額をいいます。

4 この約款で「1構内」とは、囲の有無を問わず、共済の目的の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一共済契約者または被共済者によって占有されているものをいいます。この場合、公道、河川等が介在していても構内は中断されないものとします。

(共済の目的の範囲)

第3条 次の表に掲げる物は、共済証券または共済契約証書に明記されていないときは、共済の目的に含まれません。

住宅物件の場合	非住宅物件の場合
(1) 通貨、有価証券、印紙、切手その他これらに類する物	(1) 通貨、有価証券、印紙、切手その他これらに類する物
(2) 自動車（自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます。）	(2) 自動車（自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます。）
(3) 貴金属、宝石、宝玉ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円をこえるもの	(3) 貴金属、宝石、宝玉ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円をこえるもの
(4) 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物	(4) 稿本、設計書、図案、ひな型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物
	(5) 門、塀、垣その他の工作物
	(6) 物置、納屋、車庫その他の付属建物

2 建物を共済の目的とした場合には、被共済者の所有する次の表に掲げる物は、特に申出のないかぎり、共済の目的に含まれます。

住宅物件の場合	非住宅物件の場合
(1) 畳、建具その他の建物の従物	(1) 畳、建具その他の建物の従物
(2) 電気設備、ガス設備、冷暖房用設備その他の建物の付属設備	(2) 電気設備、ガス設備、冷暖房用設備その他の建物の付属設備
(3) 門、塀、垣その他の工作物	
(4) 物置、納屋、車庫その他の付属建物	

3 家財を共済の目的とした場合には、被共済者と生計を一にする親族の所有物で共済証券または共済契約証書記載の建物に収容されている物は、特に申出のないかぎり、共済の目的に含まれます。

4 共済の目的が住宅物件の場合であって、かつ、建物と家財の所有者が異なる場合において、家財が共済の目的であるときは、第2項の表(1)および(2)に掲げる物で被共済者の所有する物は、特に申出のないかぎり、共済の目的に含まれます。

(包括契約の場合の共済の目的の範囲)

第4条 包括契約（2以上の共済の目的を1個の共済金額で契約することをいいます。以下同様とします。）の場合には、住宅物件の共済の目的と非住宅物件の共済の目的を同時に含めることはできません。

(共済の目的の調査)

第5条 組合は、いつでも共済の目的またはこれを収容する建物もしくは構内を調査することができます。

(共済期間)

第6条 共済期間は、その初日の午後5時（共済証券または共済契約証書にこれと異なる時刻が記載されているときはその時刻）に始まり、末日の午後5時に終わります。

第2章 共済金の支払

(共済金の支払)

第7条 組合は、この約款に従い、次に掲げる事故によって共済の目的について生じた損害（消防または避難に必要な処置によって共済の目的について生じた損害を含みます。以下同様とします。）に対して、損害共済金を支払います。

- (1) 火災
- (2) 落雷
- (3) 破裂または爆発（破裂または爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。以下同様とします。）

第3章 共済金を支払わない損害

(共済金を支払わない損害)

第8条 組合は、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては、共済金（損害共済金をいいます。以下同様とします。）を支払いません。

- (1) 共済契約者、被共済者またはこれらの者の法定代理人（共済契約者または被共済者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - (2) 被共済者でない者が共済金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人（その者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
 - (3) 前条の事故の際における共済の目的の紛失または盗難
 - (4) 共済の目的に対する加熱作業または乾燥作業。ただし、これらの作業によって前条の事故が生じた場合を除きます。
- 2 組合は、次に掲げる事由によって生じた損害（これらの事由によって発生した前条の事故が延焼または拡大して生じた損害および発生原因のいかんを問わず前条の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。）に対しては、共済金を支払いません。
- (1) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
 - (2) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - (3) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- 3 組合は、次に掲げる損害に対しては、前条の事故による場合を除き、共済金を支払いません。
- (1) 電気的事故による炭化または溶融の損害
 - (2) 発酵または自然発熱の損害
 - (3) 機械の運動部分または回転部分の作業中に生じた分解飛散の損害
 - (4) 亀裂、変形その他これらに類似の損害
- 4 組合は、共済期間が始まった後でも、共済掛金領収前に生じた事故による損害に対しては、共済金を支払いません。

第4章 共済金の支払額

(損害の額)

第9条 組合が、第7条（共済金の支払）の損害共済金として支払うべき損害の額は、共済価額によって定めます。

(損害共済金の支払額)

第10条 組合は、前条の規定による損害の額に基づいて、次の表に掲げる額または次の表に掲げる算式により算出した額を損害共済金として支払います。

住宅物件の場合		非住宅物件の場合	
区 分	損害共済金の額	区 分	損害共済金の額
共済金額が共済価額の80%に相当する額以上のとき	損害の額 (共済金額を限度とします。)	共済金額が共済価額以上のとき	損害の額
共済金額が共済価額の80%に相当する額より少ないとき	損害の額 × $\frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額の80\%に相当する額}}$ (共済金額を限度とします。)	共済金額が共済価額より少ないとき	損害の額 × $\frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}}$

(他の共済契約等がある場合の共済金の支払額)

第11条 他の共済契約等（この共済契約における共済の目的と同一の構内に所在する被共済者所有の建物または建物以外のものについて締結された第7条（共済金の支払）の損害または費用を補償する他の共済契約等をいいます。以下同様とします。）がある場合において、それぞれの共済契約等につき他の共済契約等がないものとして算出した支払うべき共済金の額（以下「支払責任額」といいます。）の合計額が、共済金の種類ごとに別表1に掲げる支払限度額（以下「支払限度額」といいます。）をこえるときは、組合は、次に定める額を共済金として支払います。

- (1) 他の共済契約等から共済金または保険金が支払われていない場合
この共済契約の支払責任額
- (2) 他の共済契約等から共済金または保険金が支払われた場合
支払限度額から、他の共済契約等から支払われた共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この共済契約の支払責任額を限度とします。
- 2 前項の場合において、他の共済契約等に再調達価額（共済の目的と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。）を基準として算出した損害の額からこの共済契約によって支払われるべき損害共済金の額を差し引いた残額について共済金を支払う旨の約定があるときは、第7条（共済金の支払）の損害共済金については、その他の共済契約等がないものとして前項の規定に基づいて算出した額を支払います。
- 3 損害が2種類以上の事故によって生じたときは、同種の事故による損害について、第1項の規定をおのおの別に適用します。

(包括契約の場合の共済金の支払額)

第12条 包括契約の場合には、それぞれの共済の目的について共済価額の割合によって共済金額をあん分し、そのあん分額をそれぞれの共済の目的に対する共済金額とみなし、おのおの別に第10条（損害共済金の支払額）の規定を適用します。

第5章 告知義務・通知義務等

(告知義務)

第13条 共済契約者または被共済者になる者は、危険（損害の発生する可能性をいいます。以下同様とします。）に関する重要な事項のうち、共済契約申込書の記載事項とすることによって組合が告知を求めたもの（他の共済契約等に関する事項を含みます。以下「告知事項」といいます。）について、正確に告知しなければなりません。

(告知義務違反による解除)

第14条 組合は、本共済契約申込みの際、共済契約者または被共済者となる者が、告知事項について、故意もしくは重大な過失によって事実を告知しなかったか、または不実のことを告知した場合は、組合は、書面による通知をもって本共済契約を将来に向かって解除することができます。

- 2 前項の規定は、次の場合には適用しません。
 - (1) 前項の告げなかった事実または告げた不実のことがなくなった場合
 - (2) 組合が共済契約締結の当時、前項の告げなかった事実もしくは告げた不実のことを知り、または過失によってこれを知らなかった場合
 - (3) 共済契約者または被共済者が、第7条（共済金の支払）の事故による損害が発生する前に告知事項につき、書面をもって更正を組合に申し出て、組合がこれを承認した場合
 - (4) 組合が、前項の規定による解除の原因があることを知った時から、共済契約を解除しないで、1ヶ月を経過した場合または共済契約締結時から5年を経過した場合
- 3 組合は、第1項に基づく解除がされたときまでに支払事由が発生した場合でも、共済金を支払う責任を負わず、また、既に共済金を支払っていたときは、当該共済金の

返還を請求することができます。ただし、支払事由の発生が第1項に基づく解除の原因となった事実に基づかなかったことを共済契約者または被共済者が証明したときは、この限りではありません。

(通知義務)

第15条 共済契約締結後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、共済契約者または被共済者は、遅滞なく、その事実を通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなったときは、通知しなくてもよいものとします。

- (1) 共済の目的または共済の目的を収容する建物について次の事実があったとき。
 - (イ) 構造または用途の変更
 - (ロ) 建物内において行う事業の変更
 - (ハ) 改築、増築または引き続き15日以上にわたる修繕。ただし、共済の目的が非住宅物件の場合に限ります。
- (2) 共済の目的を他の場所に移転したこと。
- (3) 前二号のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（告知事項のうち、共済契約締結の際に組合が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。）が発生したこと。
- 2 前項の事実の発生によって危険増加（告知事項についての危険が高くなり、この共済契約で定められている共済掛金はその危険を計算の基礎として算出される共済掛金に不足する状態になることをいいます。以下同様とします。）が生じた場合において、共済契約者または被共済者が、故意または重大な過失によって遅滞なく同項の規定による通知をしなかったときは、組合は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。
- 3 前項の規定は、組合が、同項の規定による解除の原因があることを知った時から1ヶ月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
- 4 第2項の規定による解除が第7条（共済金の支払）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第23条（共済契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した第7条（共済金の支払）の事故による損害に対しては、組合は、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、組合は、その返還を請求することができます。
- 5 前項の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかずに発生した第7条（共済金の支払）の事故による損害については適用しません。
- 6 第2項の規定にかかわらず、第1項の事実の発生によって危険増加が生じ、この共済契約の引受範囲（共済掛金を増額することにより共済契約を継続することができる範囲として共済契約締結の際に組合が交付する書面等において定めたものをいいます。）を超えることとなった場合には、組合は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。
- 7 前項の規定による解除が第7条（共済金の支払）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第23条（共済契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した第7条（共済金の支払）の事故による損害に対しては、組合は、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、組合は、その返還を請求することができます。

(共済の目的の譲渡)

第16条 共済契約締結の後、被共済者が共済の目的を譲渡する場合には、共済契約者または被共済者は、遅滞なく、書面をもってその旨を組合に通知しなければなりません。

- 2 前項の場合において、共済契約者がこの共済契約に適用される普通共済約款および特約に関する権利および義務を共済の目的の譲受人に移転させるときは、前項の規定にかかわらず、共済の目的の譲渡前にあらかじめ、書面をもってその旨を組合に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- 3 組合が前項の規定による承認をする場合には、第18条（共済契約の失効）第1項の規定にかかわらず、前項の権利および義務は、共済の目的が譲渡された時に共済の目的の譲受人に移転します。

(共済契約の無効)

第17条 共済契約者が、共済金を不法に取得する目的または第三者に共済金を不法に取得させる目的をもって締結した共済契約は無効とします。

(共済契約の失効)

第18条 共済契約締結後、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生した時に共済契約は、その効力を失います。

- (1) 共済の目的の全部が滅失した場合。ただし、第38条（共済金支払後の共済契約）第1項により共済契約が終了した場合を除きます。
- (2) 共済の目的が譲渡された場合

- 2 おのおの別に共済金額を定めた共済の目的が2以上ある場合には、それぞれについて、前項の規定を適用します。

(共済契約の取消し)

第19条 共済契約者または被共済者の詐欺または強迫によって組合が共済契約を締結した場合には、組合は、共済契約者に対する書面による通知をもって、本共済契約を取り消すことができます。

(共済金額の調整)

第20条 共済契約締結の際、共済金額が共済の目的の価額をこえていたことにつき、共済契約者および被共済者が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、共済契約者は、組合に対する通知をもって、その超過部分について、この共済契約を取り消すことができます。

- 2 共済契約締結の後、共済の目的の価額が著しく減少した場合には、共済契約者は、組合に対する通知をもって、将来に向かって、共済金額について、減少後の共済の目的の価額に至るまでの減額を請求することができます。

(共済契約者による共済契約の解除)

第21条 共済契約者は、将来に向かって本共済契約を解除することができます。

- 2 共済契約者が解除を請求するときは、組合に対し、組合所定の書面を提出しなければなりません。

(重大事由による共済契約の解除)

第22条 組合は、次の各号のいずれかに該当する事由がある場合には、共済契約者に対する書面による通知をもって、本共済契約を解除することができます。

- (1) 共済契約者または被共済者が、組合に本共済契約に基づく共済金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとした場合
- (2) 被共済者が、本共済契約に基づく共済金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
- (3) 共済契約者または被共済者（家財を共済の目的とした場合は、第3条（共済の目的の範囲）第3項に定める被共済者と生計を一にする親族を含む。次号及び第3項について同じ。）が次のアからオのいずれかに該当すること
 - ア 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等またはこれらに準ずる者をいいます。以下、同様とします。）に該当すると認められること
 - イ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ウ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - エ 法人である場合において、反社会的勢力がその経営を支配し、またはその法人の経営に実質的関与していると認められること
 - オ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (4) 前三号に掲げるものの他、共済契約者または被共済者が前三号の事由がある場合と同程度に組合のこれらのものに対する信頼を損ない、本共済契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

2 組合は、第7条（共済金の支払）の事故による損害の発生した後も、前項の規定により、共済契約を解除することができます。この場合、前項各号の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した第7条の事故による損害に対しては、組合は、共済金を支払いません。既に共済金を支払っていたときには、その返還を請求します。

- 3 共済契約者または被共済者が第1項第3号アからオまでのいずれかに該当することにより、第1項の規定による解除がなされた場合には、前項の規定は、第1項第3号アからオまでのいずれにも該当しない被共済者に生じた損害については適用しません。

(共済契約解除の効力)

第23条 共済契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

(共済掛金の変更)

第24条 第13条（告知義務）の規定により告げられた内容が事実と異なる場合において、共済掛金率を変更する必要があるときは、組合は、変更前の共済掛金率と変更後の共済掛金率との差に基づき計算した共済掛金を返還または請求します。

- 2 危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、共済掛金率を変更する必要があるときは、組合は、変更前の共済掛金率と変更後の共済掛金率との差に基づき、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間（共済契約者または被共済者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。）に対し、日割をもって計算した共済掛金を返還または請求します。

- 3 組合は、共済契約者が第1項または第2項の規定による追加共済掛金の支払いを怠った場合（組合が、共済契約者に対し追加共済掛金の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払いがなかった場合に限り）は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。
- 4 第1項または第2項の規定による追加共済掛金を請求する場合において、前項の規定によりこの共済契約を解除できるときは、組合は、共済金を支払いません。この場合において既に共済金を支払っていたときは、組合は、その返還を請求することができます。
- 5 前項の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した第7条（共済金の支払）の事故による損害については適用しません。

（共済掛金の返還－契約の無効・失効の場合）

第25条 第17条（共済契約の無効）の規定により共済契約が無効となる場合には、組合は、共済掛金を返還しません。

2 第18条（共済契約の失効）の規定により共済契約が失効となる場合には、組合は、未経過期間に対し日割をもって計算した共済掛金を返還します。

（共済掛金の返還－取消しの場合）

第26条 第19条（共済契約の取消し）の規定により、組合が共済契約を取り消した場合には、組合は、共済掛金を返還しません。

（共済掛金の返還－共済金額の調整の場合）

第27条 第20条（共済金額の調整）第1項の規定により、共済契約者が共済契約を取り消した場合には、組合は、共済契約締結時に遡って、取り消された部分に対応する共済掛金を返還します。

2 第20条（共済金額の調整）第2項の規定により、共済契約者が共済金額の減額を請求した場合には、組合は、共済掛金のうち減額する共済金額に相当する共済掛金からその共済掛金につき未経過期間に対し日割をもって計算した共済掛金を返還します。

（共済掛金の返還－契約解除の場合）

第28条 第14条（告知義務違反による解除）第1項、第15条（通知義務）第2項もしくは第6項、第22条（重大事由による共済契約の解除）第1項または第24条（共済掛金の変更）第3項の規定により、組合が共済契約を解除した場合には、組合は、未経過期間に対し日割をもって計算した共済掛金を返還します。

2 第21条（共済契約者による共済契約の解除）の規定により共済契約者が解除した共済契約に対し、未経過期間に対応する共済掛金の払込みがなされていた場合、未経過期間に対し日割をもって計算した共済掛金を返還します。

第6章 損害の発生

（損害発生の場合の手続）

第29条 共済契約者または被共済者は、共済の目的について損害が生じたことを知ったときは、これを組合に遅滞なく通知し、かつ、損害見積書に組合の要求するその他の書類を添えて、損害の発生を通知した日から30日以内に組合に提出しなければなりません。

2 共済契約者または被共済者が、正当な事由がなく前項の規定に違反した場合は、組合は、それによって組合が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。

（被害物についての調査等）

第30条 共済の目的について損害が生じたときは、組合は、事故が生じた建物もしくは構内を調査し、またはそれらに収容されていた被共済者の所有物の全部もしくは一部を調査し、または一時他に移転することができます。

（損害防止義務）

第31条 共済契約者または被共済者は、第7条（共済金の支払）の事故が発生したことを知ったときは、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。

2 共済契約者または被共済者が正当な理由がなく前項の義務を履行しなかったときは、組合は、損害の額から防止または軽減することができたと認められる額を差し引いた残額を損害の額とみなします。

（残存物の帰属）

第32条 組合が第7条（共済金の支払）の損害共済金を支払ったときでも、共済の目的の残存物について被共済者が有する所有権その他の物権は、組合がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、組合に移転しません。

(支払共済金に関する異議の処理)

第33条 支払共済金の決定について、共済契約者、被共済者または共済金を受取るべき者に異議のある場合には、書面をもって組合に対し、再審査を請求することができます。

(代位)

第34条 損害が生じたことにより被共済者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、組合がその損害に対して共済金を支払ったときは、その債権は組合に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- (1) 組合が損害の額の全額を共済金として支払った場合
被共済者が取得した債権の全額
 - (2) 前号以外の場合
被共済者が取得した債権の額から、共済金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- 2 前項第2号の場合において、組合に移転せずに被共済者が引き続き有する債権は、組合に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- 3 共済契約者および被共済者は、組合が取得する第1項または第2項の債権の保全および行使ならびにそのために組合が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、組合の負担とします。

(共済金の請求)

第35条 組合に対する共済金請求権は、第7条(共済金の支払)の事故による損害が発生した時から発生し、これを行使用することができます。

- 2 被共済者が共済金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、組合が求めるものを組合に提出しなければなりません。
- (1) 共済金請求書
 - (2) 損害見積書
 - (3) その他組合が次条第1項に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として共済契約締結の際に組合が交付する書面等において定めたもの
- 3 組合は、事故の内容または損害の額等に応じ、共済契約者または被共済者に対して、前項に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または組合が行う調査への協力を求めることがあります。この場合に組合が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(共済金の支払時期)

第36条 組合は、第35条(共済金の請求)に基づき、被共済者から共済金の請求を受けた場合、その請求に必要な書類がすべて組合に到着した日からその日を含めて30日以内に組合が共済金の支払を行うために必要な次の各号に掲げる事項について確認のうえ、支払うべき共済金の額を決定し、被共済者が指定した金融機関への振込により共済金を支払います。

- (1) 共済金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被共済者に該当する事実
 - (2) 共済金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、共済金が支払われない事由としてこの共済契約において定める事由に該当する事実の有無
 - (3) 共済金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額(共済価額を含みます。)および事故と損害との関係
 - (4) 共済契約の効力の有無の確認に必要な事項として、本共済契約において定める無効、失効、取消または解除の事由に該当する事実の有無
 - (5) 前1号から4号に掲げるものの他、他の共済契約の有無および内容、損害について被共済者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、組合が支払うべき共済金の額を確定するために確認が必要な事項
- 2 前項の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、同項の規定にかかわらず、組合は、その請求に必要な書類がすべて組合に到着した日からその日を含めて次の各号に掲げる日数(複数に該当するときは、そのうち最長の日数)を経過する日までに、共済金を支払います。この場合において、組合は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被共済者に対して通知するものとします。
- (1) 前項第1号から第4号までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査の結果の照会(弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。) 180日
 - (2) 前項第1号から第4号までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
 - (3) 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における前項各号の事項の確認のための調査 60日
 - (4) 前項各号の事項の確認を日本国内において行うための代替的手段がない場合の日本国外における調査 180日

- 3 前二項に掲げる必要な事項の確認に際し、共済契約者または被共済者が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）には、これにより確認が遅延した期間については、第1項または前項の期間に算入しないものとします。

（時効）

第37条 共済金請求権は、共済金支払の事由が生じた時から3年間行わないときは時効によって消滅します。

（共済金支払後の共済契約）

第38条 第7条（共済金の支払）の損害共済金の支払額がそれぞれ1回の事故につき共済金額（共済金額が共済価額をこえるときは、共済価額とします。）の80%に相当する額をこえたときは、共済契約は、その共済金支払の原因となった損害の発生したときに終了します。

2 前項の場合を除き、組合が共済金を支払った場合においても、この共済契約の共済金額は、減額することはありません。

3 第1項の規定により、共済契約が終了した場合には、組合は共済掛金を返還しません。

4 おのおの別に共済金額を定めた共済の目的が2以上ある場合には、それぞれについて、前各項の規定を適用します。

第7章 その他の事項

（共済契約者等の住所または氏名の変更）

第39条 共済契約者が住所または氏名を変更したとき、もしくは被共済者が変更したときは、共済契約者は組合に対し、組合所定の書面の提出により遅滞なくその事実を通知しなければなりません。

2 共済契約者が前項の通知をしなかったときは、共済契約者が組合に届け出た直近の住所または氏名に対して組合から発した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に共済契約者に到達したものとみなします。

（共済契約の継続）

第40条 共済契約の満了に際し、共済契約を継続しようとする場合に、共済契約申込書に記載した事項および共済証券または共済契約証書に承認の裏書を受けた事項に変更があったときは、共済契約者は、書面をもってこれを組合に告げなければなりません。この場合の告知については第13条（告知義務）の規定を適用します。

2 第8条（共済金を支払わない損害）第4項の規定は、継続共済契約の共済掛金についても、これを適用します。

（保険契約の取扱）

第41条 第11条（他の共済契約等がある場合の共済金の支払額）の規定の適用については、損害保険会社との間に締結される同種の損害を担保する保険契約は、これを中小企業共済協同組合の共済契約とみなします。

（共済金の削減または共済掛金の追徴）

第42条 組合は、異常災害その他の事由により損失金を生じ、かつ、その損失金を繰越剰余金、諸積立金、地方公共団体の支払保証等をもってうめることができなかったときは、総代会の議決を経て、共済金を削減し、または共済掛金を追徴することができます。

（雑則）

第43条 この約款に規定のない事項については、組合の定款その他の諸規定ならびに関係法令によるものとします。

附則

この約款は、行政庁の認可を受けることを条件として、平成30年6月1日以降に共済期間の初日を迎える共済契約に適用し、当該共済契約以外の共済契約については従前の規定を適用するものとします。

附則

この約款は、行政庁の認可を受けることを条件として、令和2年1月1日以降に共済期間の初日を迎える共済契約に適用し、当該共済契約以外の共済契約については従前の規定を適用するものとします。

別表 1

	共済金の種類	支払限度額
1	第7条（共済金の支払）第1項の 損害共済金	損害の額

長期普通火災共済Ⅱ特約条項 (住宅・非住宅物件用)

(共済掛金の返還または請求－通知事項の承認の場合)

第1条 この特約条項が付帯された普通共済約款(以下「普通約款」といいます。)第15条(通知義務)第1項の承認をする場合において、共済掛金率を変更する必要があるときは、普通約款第24条(共済掛金の変更)の規定にかかわらず、組合は、変更前の共済掛金率と変更後の共済掛金率との差に基づき、未経過期間に対し組合の定める長期契約の未経過掛金率(以下「未経過掛金率」といいます。)によって計算した共済掛金を返還または請求します。

(共済掛金の返還－契約の無効・失効の場合)

第2条 普通約款第17条(共済契約の無効)の規定により共済契約が無効となる場合には、組合は共済掛金を返還しません。

2 普通約款第18条(共済契約の失効)の規定により、共済契約が失効となる場合には、組合は、未経過期間に対し未経過掛金率によって計算した共済掛金を返還します。

(共済掛金の返還－取消しの場合)

第3条 普通約款第19条(共済契約の取消し)の規定により、組合が共済契約を取り消した場合には、組合は、共済掛金を返還しません。

(共済掛金の返還－共済金額の調整の場合)

第4条 普通約款第20条(共済金額の調整)第1項の規定により、共済契約者が共済契約を取り消した場合には、組合は、共済契約締結時に遡って、取り消された部分に対応する共済掛金を返還します。

2 普通約款第20条(共済金額の調整)第2項の規定により、共済契約者が共済金額の減額を請求した場合には、組合は、共済掛金のうち減額する共済金額に相当する共済掛金からその共済掛金につき未経過期間に対し未経過掛金率によって計算した共済掛金を返還します。

(共済掛金の返還－契約解除の場合)

第5条 普通約款第14条(告知義務違反による解除)第1項、第15条(通知義務)第2項もしくは第6項、第22条(重大事由による共済契約の解除)第1項または第24条(共済掛金の変更)第3項の規定により、組合が共済契約を解除した場合には、組合は、未経過期間に対し未経過掛金率によって計算した共済掛金を返還します。

2 普通約款第21条(共済契約者による共済契約の解除)の規定により共済契約者が解除した共済契約に対し、未経過期間に対応する共済掛金の払込みがなされていた場合、未経過期間に対し未経過掛金率によって計算した共済掛金を返還します。

(共済掛金の返還または請求－掛金率改定の場合)

第6条 この共済契約に適用されている掛金率が、共済期間の途中で改定された場合においても、組合は、この共済契約の共済掛金の返還または請求は行いません。

(共済掛金の返還－損害共済金を支払った場合)

第7条 普通約款第38条(共済金支払後の共済契約)第1項の規定により共済契約が終了したときは、損害発生の日の属する契約年度を経過した以後の期間に対し、未経過掛金率によって計算した額を返還します。

(準用規定)

第8条 本特約条項に定めのない事項については、本特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこれに付帯される他の特約条項の規定を準用します。

附則

この特約条項は、行政庁の認可を受けることを条件として、令和2年1月1日以降に共済期間の初日を迎える共済契約に適用し、当該共済契約以外の共済契約については従前の規定を適用するものとします。

長期普通火災共済Ⅱ共済掛金年払特約条項 (住宅・非住宅物件用)

(目的)

- 第1条 この特約条項は、広島県中小企業共済協同組合（以下「組合」といいます。）が行う火災共済事業の年額共済掛金の払込みに関する事項について定めるものとします。
- 2 この特約条項において「年額共済掛金」とは、共済契約者が共済契約の各契約年度（初年度については共済期間の初日から1年間、次年度以降についてはそれぞれの共済期間の初日応当日から1年間をいいます。以下同様とします。）に対する共済掛金として支払う共済掛金をいいます。

(年額共済掛金の払込方法)

- 第2条 年額共済掛金の払込みは、初年度の年額共済掛金については共済契約の締結と同時にを行うものとし、次年度以降の年額共済掛金については提携金融機関（組合と年額共済掛金の口座振替の取扱いを提携している金融機関をいいます。）ごとに組合の定める期日（以下「払込期日」といい、この払込期日が提携金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日とします。）に共済契約者が指定する口座から振替によって行うものとします。
- 2 初年度の年額共済掛金の払込みについて、組合が別に定める初回共済掛金の口座振替に関する特約条項が付帯されている場合は、前項の規定にかかわらず、同特約条項に規定する払込期日に共済契約者が指定する口座から振替によって行うものとします。

(年額共済掛金の払込猶予)

- 第3条 共済契約者は、次年度以降の年額共済掛金につき払込期日に払込みがない場合、払込期日の翌日からその払込期日の属する月の翌月末日までの期間（以下「猶予期間」といいます。）内に、当該次年度以降の年額共済掛金を組合の指定した場所に払込まなければなりません。

(年額共済掛金払込み前の事故)

- 第4条 組合は、共済契約者が次年度以降の年額共済掛金を猶予期間を経過した後も払込まなかったときは、当該払込みのなかった年額共済掛金に係る共済期間の初日応当日から払込みまでの間に生じた事故による損害および費用に対しては、共済金を支払いません。

(共済掛金率の改定による年額共済掛金の変更)

- 第5条 共済期間の途中において、この共済契約に適用されている掛金率が改定された場合であっても、組合は、この共済契約の年額共済掛金を変更しません。

(共済金の支払および未払年額共済掛金の払込み)

- 第6条 共済契約者が共済金支払の原因となった事故の発生日前に到来した払込期日に払込むべき年額共済掛金の払込みを怠っていた場合において、その猶予期間内に組合に対して共済金の支払の請求を行うときは、組合は、当該払込期日に払込むべき未払年額共済掛金の全額の払込みがあった場合に限り、当該事故に対する共済金を支払います。

(年額共済掛金未払いの場合の解除)

- 第7条 組合は、払込期日に次年度以降の年額共済掛金の払込みがない場合には、共済証券または共済契約証書記載の共済契約者の住所にあてて、当該年額共済掛金払込みの催告を行うとともに、翌月の払込期日に再度口座振替を行います。
- 2 前項の場合において、猶予期間内に当該年額共済掛金の払込みがない場合には、組合は、書面または電磁的記録その他これに準ずる方法による通知をもって、当該共済契約を解除することができるものとします。
- 3 本条に基づく解除の効力は、当該払込みのなかった年額共済掛金に係る共済期間の初日応当日から、将来に向かってのみ、その効力を生じるものとします。

(準用規定)

- 第8条 本特約条項に定めのない事項については、本特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこれに付帯される他の特約条項の規定を準用します。

附則

この特約条項は、行政庁の認可を受けることを条件として、平成30年6月1日以降に共済期間の初日を迎える共済契約に適用し、当該共済契約以外の共済契約については従前の規定を適用するものとします。

共済掛金分割払特約条項

(目的)

- 第1条 この特約条項は、広島県中小企業共済協同組合（以下「組合」といいます。）が行う火災共済事業の分割共済掛金の払込みに関する事項について定めるものとします。
- 2 この特約条項において「分割共済掛金」とは、共済契約者が年額共済掛金（この共済契約に定められた総共済掛金をいいます。）を共済証券または共済契約証書記載の回数および金額に分割して払込む場合の共済掛金をいいます。

(分割共済掛金の払込方法)

- 第2条 分割共済掛金の払込みは、第1回分割共済掛金については共済契約の締結と同時に行うものとし、第2回以降の分割共済掛金については、提携金融機関（組合と分割共済掛金の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。以下この条において同様とします。）ごとに組合の定める期日（以下「払込期日」といい、この払込期日が提携金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日とします。）に共済契約者が指定する口座から振替によって行うものとします。
- 2 第1回分割共済掛金の払込みについて、組合が別に定める初回共済掛金の口座振替に関する特約条項が付帯されている場合は、前項の規定にかかわらず、同特約条項に規定する払込期日に共済契約者が指定する口座から振替によって行うものとします。

(分割共済掛金の払込猶予)

- 第3条 共済契約者は、第2回以降の分割共済掛金につき払込期日に払込みがない場合、払込期日の翌日からその払込期日の属する月の翌月末日までの期間（以下「猶予期間」といいます。）内に、当該第2回以降の分割共済掛金を組合の指定した場所に払込まなければなりません。

(分割共済掛金払込み前の事故)

- 第4条 組合は、共済契約者が第2回以降の分割共済掛金を猶予期間を経過した後も払込まなかったときは、その払込期日後に生じた事故による損害および費用に対しては、共済金を支払いません。

(共済金支払時の分割共済掛金の払込み)

- 第5条 共済契約者が共済金支払の原因となった事故の発生日前に到来した払込期日に払込むべき分割共済掛金の払込みを怠っていた場合において、その猶予期間内に組合に対して共済金の支払の請求を行うときは、組合は、当該払込期日に払込むべき未払込分割共済掛金（年額共済掛金からすでに払込まれた分割共済掛金の総額を差引いた額をいいます。）の全額の払込みがあった場合に限り、当該事故に対する共済金を支払います。

(分割共済掛金未払いの場合の解除)

- 第6条 組合は、払込期日に第2回以降の分割共済掛金の払込みがない場合には、共済証券または共済契約証書記載の共済契約者の住所にあてて、当該分割共済掛金払込みの催告を行うとともに、翌月の払込期日に当該払込期日に払込まれるべき分割共済掛金と併せて口座振替を行います。
- 2 前項の場合において、猶予期間内に当該分割共済掛金の払込みがない場合には、組合は、書面または電磁的記録その他これに準ずる方法による通知をもって、当該共済契約を解除することができるものとします。
- 3 本条に基づく解除の効力は、当該払込みのなかった払込期日から、将来に向かってのみ、その効力を生じるものとします。

(共済契約の解除の場合の共済掛金払込み)

- 第7条 年額共済掛金の払込みを完了する前に、普通約款の規定によりこの共済契約を解除する場合において、組合が共済金を支払うべき事故による損害が生じていたときは、共済契約者は、未払込分割共済掛金の全額を一時に払込まなければなりません。

(準用規定)

- 第8条 本特約条項に定めのない事項については、本特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこれに付帯される他の特約条項の規定を準用します。

附則

この特約条項は、行政庁の認可を受けることを条件として、平成30年6月1日以降に共済期間の初日を迎える共済契約に適用し、当該共済契約以外の共済契約については従前の規定を適用するものとします。

価額協定共済特約条項

(目的)

第1条 この特約条項は、広島県中小企業共済協同組合（以下「組合」といいます。）が行う火災共済事業について、共済の目的の評価ならびにそれに基づく支払額について定めるものとします。

(対象となる共済の目的の範囲)

第2条 この特約条項の共済の目的は建物または家財とし、その減価割合が50%以下のものに適用します。

(共済の目的の評価)

第3条 この特約条項が付帯された普通火災共済普通共済約款（住宅・非住宅物件用）（以下「普通約款」といいます。）、普通火災共済普通共済約款Ⅱ（住宅・非住宅物件用）（以下「普通約款Ⅱ」といいます。）または総合火災共済普通共済約款（以下「総合約款」といいます。）に基づく共済契約においては、契約締結時に組合と共済契約者または被共済者との間で、共済の目的の価額を評価し、その額（以下「評価額」といいます。）を共済証券または共済契約証書に記載するものとします。

2 共済金額は、共済証券または共済契約証書に記載の評価額と同額で定めるものとします。

(損害共済金の支払額)

第4条 組合は、普通約款第10条（損害共済金の支払額）第1項の規定、普通約款Ⅱ第10条（損害共済金の支払額）の規定または総合約款第10条（損害共済金の支払額）第1項の規定にかかわらず、共済金額を限度とし、損害の額を損害共済金として支払います。

2 組合は、普通約款第10条（損害共済金の支払額）第2項の規定または総合約款第10条（損害共済金の支払額）第2項の規定にかかわらず、共済金額を限度とし、次の算式によって算出した額を損害共済金として支払います。

$$\text{損害の額} - 3\text{万円} = \text{損害共済金の額}$$

(水害共済金の支払額)

第5条 この特約条項が総合約款に付帯された場合は、総合約款第12条（水害共済金の支払額）第2項の規定にかかわらず、次の算式によって算出した額を水害共済金として支払います。

$$\text{損害の額または共済金額のいずれか低い額} \times \text{縮小割合} (70\%) = \text{水害共済金の額}$$

(共済金を支払うべき損害の額)

第6条 共済の目的が明記物件（普通約款第3条（共済の目的の範囲）第1項の表の(1)から(4)、普通約款Ⅱ第3条（共済の目的の範囲）第1項の表の(1)から(4)または総合約款第3条（共済の目的の範囲）第3項の表の(1)および(2)に掲げる物をいいます。以下同様とします。）以外のものである場合には、第4条（損害共済金の支払額）および前条（水害共済金の支払額）の損害の額は、その損害が生じた地および時におけるその共済の目的の再調達価額によって定めます。

2 再調達価額とは、次の各号に定める額をいいます。

(1) 建物については、共済の目的と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額

(2) 家財については、共済の目的と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額

(再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき共済金を支払う旨の約定のない他の共済契約等がある場合の損害共済金または水害共済金の支払額)

第7条 共済の目的が明記物件以外のものである場合において、その共済の目的に再調達価額を基準として算出した損害の額について共済金または保険金を支払う旨の約定のない他の共済契約等があるときは、組合は、普通約款第15条（他の共済契約等がある場合の共済金の支払額）第1項、普通約款Ⅱ第11条（他の共済契約等がある場合の共済金の支払額）第1項または総合約款第17条（他の共済契約等がある場合の共済金の支払額）第1項の規定にかかわらず、次の算式によって算出した額を損害共済金または水害共済金として支払います。ただし、他の共済契約等がないものとして算出した支払責任額を限度とします。

(1) 損害共済金

第6条（共済金を支払うべき損害の額）の規定によって支払われるべき損害の額 $-$ 他の共済契約等によって支払われるべき損害共済金の額 $=$ 損害共済金の額

(2) 水害共済金

第6条（共済金を支払うべき損害の額）の規定によって支払われるべき損害の額 \times 縮小割合（70%） $-$ 他の共済契約等によって支払われるべき水害共済金の額 $=$ 水害共済金の額

（共済の目的の価額の増加または減少）

第8条 共済契約締結後、次の事実が発生し、それによって共済の目的の価額が増加または減少した場合には、共済契約者または被共済者は、遅滞なく、その旨を組合に申し出なければなりません。

- (1) 共済の目的である建物の増築、改築または一部取り壊し
 - (2) この特約条項が付帯された共済契約において担保しない事故による共済の目的の一部滅失
- 2 前項の場合、組合と共済契約者または被共済者との間で、共済の目的の価額を再評価し、共済金額を変更するものとします。
 - 3 第1項の手續を怠った場合において、その事実が発生した時から前項の手續が完了するまでの間に生じた損害については、第4条（損害共済金の支払額）、第5条（水害共済金の支払額）の規定は適用せず、普通約款、普通約款Ⅱまたは総約款の規定を適用して共済金を支払います。ただし、共済の目的の価額が減少した場合は、この限りではありません。
 - 4 第2項の手續がなされた場合には、組合は、減額または増額すべき共済金額につき未経過期間に対し日割をもって計算した共済掛金を返還または請求します。
 - 5 前項の規定による組合の共済掛金の請求に対し、共済契約者がその払込みを怠ったときは、その共済掛金の払込み前に生じた事故による損害については、第4条（損害共済金の支払額）、第5条（水害共済金の支払額）の規定は適用せず、普通約款、普通約款Ⅱまたは総約款の規定を適用して共済金を支払います。この場合、共済金額は、第2項の規定にかかわらず、変更しなかったものとします。

（他に長期共済契約がある場合の取扱）

- 第9条 共済の目的について、この特約条項を付帯しない他の共済契約（共済期間が1年をこえる共済契約に限ります。以下「他の長期共済契約」といいます。）がある場合には、第3条（共済の目的の評価）第2項の規定にかかわらず、共済金額を共済証券または共済契約証書記載の評価額から他の長期共済契約の共済金額を差し引いた額により定めることができます。
- 2 前項の規定により共済金額を定めた場合には、共済契約締結後第8条（共済の目的の価額の増加または減少）第2項の規定により共済金額を変更するときにも、前項と同様の方法によるものとします。
 - 3 前二項の規定により共済金額を定めた場合において、損害発生するとき共済金額が共済証券または共済契約証書記載の評価額（第8条（共済の目的の価額の増加または減少）の規定によって再評価した場合には、その再評価額）から他の長期共済契約の共済金額を差し引いた額に満たない場合には、その損害については、第4条（損害共済金の支払額）、第5条（水害共済金の支払額）の規定は適用しません。
 - 4 第1項または第2項の規定により共済金額を定めた場合において、損害発生するとき他の長期共済契約により共済金が支払われない場合には、その損害については、第4条（損害共済金の支払額）、第5条（水害共済金の支払額）の規定は適用しません。

（準用規定）

第10条 本特約条項に定めのない事項については、本特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款、普通約款Ⅱまたは総約款およびこれらに付帯される他の特約条項の規定を準用します。この場合において、共済の目的が明記物件以外のものであるときは、これらの約款および特約条項の規定中「共済の目的の価額」または「共済価額」とあるのを「共済の目的の再調達価額」と読み替えるものとします。

附則

この特約条項は、行政庁の認可を受けることを条件として、令和2年1月1日以降に共済期間の初日を迎える共済契約に適用し、当該共済契約以外の共済契約については従前の規定を適用するものとします。

新価共済特約条項

(目的)

第1条 この特約条項は、広島県中小企業共済協同組合（以下「組合」といいます。）が行う火災共済事業について、共済の目的の評価ならびにそれに基づく支払額について定めるものとします。

(対象となる共済の目的の範囲)

第2条 この特約条項の共済の目的は、建物とし、その減価割合が50%以下のものに適用します。

(損害共済金を支払うべき損害の額)

第3条 この特約条項により組合が損害共済金として支払うべき損害の額は、その損害が生じた地および時におけるその共済の目的の再調達価額によって定めます。

2 「再調達価額」とは、共済の目的と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。

(共済金額の制限)

第4条 この特約条項の締結の時または締結の時以後において、この特約条項の共済の目的に別表に定める一定割合を超える減価が生じている場合は、その共済金額は、再調達価額に別表に定める係数を乗じて得た額を限度として定めます。ただし、その共済の目的について通常の維持管理がなされていると組合が認めた場合は、その限りではありません。

(復旧義務)

第5条 被共済者は、共済の目的に損害が生じた日から2年の期間内に、その共済の目的と同一用途のものを、同一構内において修理または再築もしくは再取得（以下「復旧」といいます。）しなければなりません。ただし、法令による規制その他やむを得ない事情がある場合には、あらかじめ組合の承認を得て、復旧の期間、復旧される物の用途または復旧の場所につき、これを変更することができます。

(復旧の通知)

第6条 共済契約者または被共済者は、第5条（復旧義務）に定める復旧をした場合は、遅滞なく、書面をもってその旨を組合に通知しなければなりません。

2 被共済者は、第5条（復旧義務）に定める復旧の意思がない場合は、書面をもってその旨を組合に通知しなければなりません。

(共済金の請求)

第7条 被共済者は、普通火災共済普通共済約款（住宅・非住宅物件用）（以下「普通約款」といいます。）第39条（共済金の請求）第1項、普通火災共済普通共済約款Ⅱ（住宅・非住宅物件用）（以下「普通約款Ⅱ」といいます。）第35条（共済金の請求）第1項、普通火災共済普通共済約款（工場物件用）（以下「普通約款（工場）」といいます。）

第38条（共済金の請求）第1項または総合火災共済普通共済約款（以下「総合約款」といいます。）第41条（共済金の請求）第1項の規定中の共済金請求権を行使する場合は、同条第2項に定める書類または証拠に加え、第6条（復旧の通知）に定める書面を提出しなければなりません。

(損害共済金の限度)

第8条 第3条（損害共済金を支払うべき損害の額）の規定による損害共済金の額は、損害を受けた共済の目的を復旧するために実際に要した額を超えないものとします。

(損害共済金の内払)

第9条 組合は、被共済者の要求がある場合は、普通約款第40条（共済金の支払時期）第1項もしくは第2項、普通約款Ⅱ第36条（共済金の支払時期）第1項もしくは第2項、普通約款（工場）第39条（共済金の支払時期）第1項もしくは第2項または総合約款第42条（共済金の支払時期）第1項もしくは第2項の規定にかかわらず、この特約条項がないものとして算出した損害共済金の額（以下「時価支払額」といいます。）を内払します。

(再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき共済金を支払う旨の約定のない他の共済契約等がある場合の損害共済金の支払額)

第10条 この特約条項の共済の目的について、再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき共済金または保険金を支払う旨の約定のない他の共済契約等があるときは、

組合は、普通約款第15条（他の共済契約等がある場合の共済金の支払額）第1項、普通約款Ⅱ第11条（他の共済契約等がある場合の共済金の支払額）第1項、普通約款（工場）第14条（他の共済契約等がある場合の共済金の支払額）第1項または総合約款第17条（他の共済契約等がある場合の共済金の支払額）第1項の規定にかかわらず、次のとおり損害共済金を支払います。

- (1) 他の共済契約等によって支払われるべき共済金または保険金の額が、再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき共済金を支払う旨の約定がないものとして算出した損害額（以下「時価損害額」といいます。）に不足する額を限度として、損害共済金を内払します。
- (2) 第6条（復旧の通知）第1項の復旧の通知を受けた後においては、他の共済契約等がないものとして算出した損害共済金の支払額から(1)の内払の額を差し引いた残額を支払います。
- (3) (2)の残額は、第3条（損害共済金を支払うべき損害の額）の損害の額、第4条（共済金額の制限）の共済金額の制限額または第8条（損害共済金の限度）の損害共済金の限度額のうち最も低い額と時価損害額との差額を限度とします。

（復旧を行わなかった場合等における損害共済金の支払額）

第11条 組合は、次の場合においては、時価支払額によって損害共済金を支払います。

- (1) 復旧をするために実際に要した額が時価支払額より低い場合
 - (2) 再調達価額により算出した損害共済金の額が時価支払額より低い場合
 - (3) 第5条（復旧義務）に定める復旧を行わなかった場合または第6条（復旧の通知）第2項に定める復旧の意思のないことを書面をもって組合に申し出た場合
- 2 第1項の場合において、この特約条項の共済の目的について再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき共済金を支払う旨の約定のない他の共済契約等があるときは、組合は、第10条（再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき共済金を支払う旨の約定のない他の共済契約等がある場合の損害共済金の支払額）第1項の規定を準用して、損害共済金を支払います。

（準用規定）

第12条 本特約条項に定めのない事項については、本特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款、普通約款Ⅱ、普通約款（工場）または総合約款およびこれらに付帯される他の特約条項の規定を準用します。この場合において、これらの約款および特約条項の規定中「共済の目的の価額」または「共済価額」とあるのを「共済の目的の再調達価額」と読み替えるものとします。

附則

この特約条項は、行政庁の認可を受けることを条件として、令和2年1月1日以降に共済期間の初日を迎える共済契約に適用し、当該共済契約以外の共済契約については従前の規定を適用するものとします。

別表 第4条（共済金額の制限）に規定する一定割合および係数

減価割合	係数
40%を超え50%以下の場合	80%

（注）上表の減価割合および係数は、すべて再調達価額を基準（100%）とした場合の百分率（%）です。

初回共済掛金の口座振替に関する特約条項

(目的)

第1条 この特約条項は、広島県中小企業共済協同組合（以下「組合」といいます。）が行う火災共済事業の初回共済掛金の払込みを口座振替の方法で行う場合について定めるものとします。

2 この特約条項において「初回共済掛金」とは、共済契約締結の際に払込むべき初回の共済掛金をいい、以下のものをいいます。

- (1) 払込方法が共済掛金の一括払の場合は、その一括共済掛金
- (2) 払込方法が共済掛金の分割払の場合は、第1回分割共済掛金
- (3) 払込方法が長期火災共済契約の共済掛金の年払いの場合は、初年度の年額共済掛金

(初回共済掛金の払込方法)

第2条 初回共済掛金の払込みは、提携金融機関（組合と共済掛金の口座振替の取扱いを提携している金融機関をいいます。）ごとに組合の定める期日（以下「初回共済掛金払込期日」といい、この払込期日が提携金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日とします。）に共済契約者が指定する口座から振替によって行うものとします。

(初回共済掛金の払込猶予)

第3条 共済契約者は、初回共済掛金につき初回共済掛金払込期日に払込みがない場合、初回共済掛金払込期日の翌日から初回共済掛金払込期日の属する月の翌月末日までの期間（以下「猶予期間」といいます。）内に、当該初回共済掛金を組合の指定した場所に払込まなければなりません。

(初回共済掛金払込み前の事故)

第4条 組合は、共済期間が始まった後でも、共済契約者が初回共済掛金を猶予期間を経過した後も払込まなかったときは、初回共済掛金の払込み前に生じた事故による損害および費用に対しては、共済金を支払いません。

(初回共済掛金未払いの場合の解除)

第5条 組合は、初回共済掛金払込期日に初回共済掛金の払込みがない場合には、共済証券または共済契約証書記載の共済契約者の住所にあてて、共済掛金払込みの催告を行うとともに、翌月の払込期日に再度口座振替を行います。

2 前項の場合において、猶予期間内に初回共済掛金の払込みがない場合には、組合は、書面または電磁的記録その他これに準ずる方法による通知をもって、当該共済契約を解除することができるものとします。

3 本条に基づく解除の効力は、共済期間の初日から、将来に向かってのみ、その効力を生じるものとします。

(準用規定)

第6条 本特約条項に定めのない事項については、本特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこれに付帯される他の特約条項の規定を準用します。

附則

この特約条項は、行政庁の認可を受けることを条件として、平成30年6月1日以降に共済期間の初日を迎える共済契約に適用し、当該共済契約以外の共済契約については従前の規定を適用するものとします。

地震危険補償特約条項

(共済金を支払う場合)

第1条 組合は、この特約が付帯された普通火災共済普通共済約款(住宅・非住宅物件用)(以下「普通火災共済約款(住宅・非住宅)」といいます。)第8条(共済金を支払わない損害)第2項第2号、普通火災共済普通共済約款Ⅱ(以下「普通火災共済約款Ⅱ」といいます。)第8条(共済金を支払わない損害)第2項第2号、普通火災共済普通共済約款(工場物件用)(以下「普通火災共済約款(工場)」といいます。)第7条(共済金を支払わない損害)第2項第2号、総合火災共済普通共済約款(以下「総合火災共済約款」といいます。)第8条(共済金を支払わない損害)第2項第2号の規定にかかわらず、次に掲げる事故によって共済の目的に生じた損害に対して、この特約に従い、損害共済金を支払います。

- (1) 地震または噴火による火災によって生じた損害
 - (2) 地震または噴火による破裂または爆発(「破裂または爆発」とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。)によって生じた損害
 - (3) 地震または噴火による津波、洪水その他の水災によって生じた損害
 - (4) 地震または噴火によって生じた損壊、埋没または流出の損害
- 2 組合は、前項の損害共済金が支払われる場合において、それぞれの事故によって損害が生じた共済の目的の残存物(噴火による火山灰を含みません。)の取片づけに必要な取壊し費用、取片づけ清掃費用および搬出費用に対して、残存物取片づけ費用共済金を支払います。

(共済金を支払わない場合)

第2条 組合は、普通火災共済約款(住宅・非住宅)、普通火災共済約款Ⅱ、普通火災共済約款(工場)、総合火災共済約款およびこれらに付帯された特約条項に規定する共済金を支払わない損害のほか、次に掲げる損害については、共済金を支払いません。

- (1) 第1条(共済金を支払う場合)第1項に規定する事故の際における共済の目的の紛失または盗難によって生じた損害
- (2) 汚損、すり傷、塗料のはがれ落ちその他単なる外形上の損傷であって、共済の目的の機能に直接関係のない損害
- (3) 噴火の降灰による汚損等の損害

(共済の目的)

第3条 この特約の共済の目的は建物とします。

(損害共済金の支払額)

- 第4条 組合が第1条(共済金を支払う場合)第1項の損害共済金として支払うべき損害の額は、共済価額(損害が生じた地および時における共済の目的の価額とします。ただし、普通火災共済約款(住宅・非住宅)、普通火災共済約款Ⅱ、普通火災共済約款(工場)、総合火災共済約款に付帯された特約条項により損害の額が再調達価額によって定められている場合は再調達価額とします。以下、同様とします。)によって定めます。
- 2 共済金額が共済価額以上である場合は、組合は、1回の事故につき、共済価額を限度とし、次の算式によって算出した額を損害共済金として支払います。ただし、共済証券または共済契約証書記載の支払限度額を限度とします。

$$\begin{array}{l} \text{第1項に規定する} \\ \text{損害の額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{共済証券または共済契約証書} \\ \text{記載の免責金額} \end{array} = \text{損害共済金の額}$$

- 3 共済金額が共済価額より低い場合は、組合は、1回の事故につき、次の算式によって算出した額を損害共済金として支払います。ただし、共済証券または共済契約証書記載の支払限度額を限度とします。

$$\left(\begin{array}{l} \text{第1項に規定する} \\ \text{損害の額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{共済証券または共済契約証書} \\ \text{記載の免責金額} \end{array} \right) \times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}} = \text{損害共済金の額}$$

- 4 組合は、第1条(共済金を支払う場合)第1項に規定する損害共済金の10%に相当する額を限度として、同条第2項に規定する残存物取片づけ費用共済金を支払います。
- 5 共済期間中に生じた第1条(共済金を支払う場合)の事故による損害に対して、組合が支払う共済金の額は通算して、共済証券または共済契約証書記載の支払限度額を限度とします。

(1回の事故)

第5条 この特約においては、72時間以内に生じた2以上の地震もしくは噴火またはこれらによる津波は、これらを一括して1回の事故とみなします。ただし、被災地域が全く重複しない場合には、この規定を適用しません。

(他の費用共済金との関係)

第6条 第1条（共済金を支払う場合）第1項に規定する損害共済金を支払う場合において、組合は、同条第2項の残存物取片づけ費用共済金を除き、普通火災共済約款（住宅・非住宅）、普通火災共済約款Ⅱ、普通火災共済約款（工場）、総合火災共済約款またはこれに付帯された特約条項に規定する費用共済金を支払いません。

2 組合は、普通火災共済約款（住宅・非住宅）、普通火災共済約款Ⅱ、普通火災共済約款（工場）、総合火災共済約款の規定にかかわらず、共済契約者または被共済者が、第1条（共済金を支払う場合）第1項の損害の発生および拡大防止のために支出した費用を負担しません。

(共済金の支払時期)

第7条 組合は、被共済者から共済金の請求を受けた場合、その請求に必要な書類がすべて組合に到着した日からその日を含めて30日以内に組合が共済金の支払を行うために必要な次の各号に掲げる事項について確認のうえ、支払うべき共済金の額を決定し、被共済者が指定した金融機関への振込により共済金を支払います。

- (1) 共済金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被共済者に該当する事実
 - (2) 共済金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、共済金が支払われない事由としてこの共済契約において定める事由に該当する事実の有無
 - (3) 共済金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（共済価額を含みます。）および事故と損害との関係
 - (4) 共済契約の効力の有無の確認に必要な事項として、本共済契約において定める無効、失効、取消または解除の事由に該当する事実の有無
 - (5) 前1号から4号に掲げるもの他、他の共済契約等の有無および内容、損害について被共済者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、組合が支払うべき共済金の額を確定するために確認が必要な事項
- 2 前項の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、同項の規定にかかわらず、組合は、その請求に必要な書類がすべて組合に到着した日からその日を含めて次の各号に掲げる日数（複数に該当する時は、そのうち最長の日数）を経過する日までに、共済金を支払います。この場合において、組合は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被共済者に対して通知するものとします。

- (1) 前項第1号から4号までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他公の機関による捜査・調査の結果の照会（弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。） 180日
 - (2) 前項第1号から4号までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
 - (3) 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における前項各号の事項の確認のための調査 60日
 - (4) 前項各号の事項の確認を日本国内において行うための代替的手段がない場合の日本国外における調査 180日
 - (5) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における前項各号の事項の確認のための調査 730日
- 3 前二項に掲げる必要な事項の確認に際し、共済契約者または被共済者が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）には、これにより確認が遅延した期間については、第1項または前項の期間に算入しないものとします。

(共済金支払後の共済契約)

第8条 第1条（共済金を支払う場合）の損害共済金の支払額が、1回の事故につき共済金額（共済金額が共済価額を超える場合は、共済価額とします。）の80%に相当する額を超えた場合、共済契約は、その共済金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。

2 共済期間中に生じた第1条（共済金を支払う場合）の事故による損害に対して、組合が支払う共済金の額が通算して共済証券または共済契約証書記載の支払限度額に達した場合において、共済契約は、それらの共済金支払の原因となった損害のうち最も遅い損害の発生した時に終了します。

3 前二項の規定により共済契約が終了した場合には、組合はこの特約の掛金を返還しません。

(準用規定)

第9条 この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通火災共済約款（住宅・非住宅）、普通火災共済約款Ⅱ、普通火災共済約款（工場）、総合火災共済約款およびこれに付帯される他の特約条項の規定を準用します。

ご契約の皆様へ

当組合に関するお問い合わせは…

広島県共済組合員相談室
☎0120-708030